

【モデル様式 1】

『派遣可能期間の抵触となる日の通知』

(根拠：労働者派遣法第 26 条第 4 項・5 項、施行規則第 24 条の 2)

労働者派遣を受けようとする**派遣先**は、下記①から⑥までに掲げる場合以外について、新たな派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、労働者派遣契約の締結に当たり**（労働者派遣契約の都度(毎回)、あらかじめ、派遣元事業主**に対し、労働者派遣の受入開始の日以後、派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日を書面の交付若しくはファクシミリ又は電子メールの送信により通知しなければならない。

※ 派遣元事業主は、派遣先からこの通知がない場合は、労働者派遣契約を締結してはならない。

- ① 派遣労働者が無期雇用労働者の場合 (法第 40 条の 2 第 1 項第 1 号)
- ② 派遣労働者が 60 歳以上である場合 (法第 40 条の 2 第 1 項第 2 号)
- ③ 「**有期プロジェクト業務**」(注 1) について労働者派遣の役務の提供を受ける場合 (法第 40 条の 2 第 1 項第 3 号イ)
- ④ 「**日数限定業務**」(注 2) について労働者派遣の役務の提供を受ける場合 (法第 40 条の 2 第 1 項第 3 号ロ)
- ⑤ 産前産後休業及び育児休業等、母性保護又は子の養育をするための休業をする場合における当該労働者の業務について労働者派遣の役務の提供を受ける場合 (法第 40 条の 2 第 1 項第 4 号)
- ⑥ 育児介護休業法第 2 条第 4 号に規定する対象家族を介護するためにする休業をする場合における当該労働者の業務について労働者派遣の役務の提供を受ける場合 (法第 40 条の 2 第 1 項第 5 号)

(注 1) 「有期プロジェクト業務」

事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であって**一定期間内**に完了することが予定されているもの。「一定期間内」とは、特に年数を定めるものではないが、終期が明確でなければならない。

(注 2) 「日数限定業務」

派遣労働者の従事する業務の 1 箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される**通常の労働者**の 1 箇月間の所定労働時間に比し**相当程度少なく**、かつ、月 10 日以下である業務。

- ・ 「通常の労働者」の所定労働日数とは、原則、派遣先の正規の従業員（常用雇用的な長期勤続を前提として雇用される者）の所定労働日数が該当する。

ただし、当該派遣先の正規従業員の方が少数である場合には、派遣先の事業所等に、主として従事する労働者の所定労働日数を、「通常の労働者」の所定労働日数とする。

- ・ 「相当程度少なく」とは、半分以下である場合をいう。
- ・ 日数限定業務に該当するためには、その業務が、通常の労働者の 1 箇月間の所定労働日数の半分以下、かつ、月 10 日以下しか行われない業務であることが必要である。

(例) 書店の棚卸業務、土日のみに行われる住宅展示場のコンパニオン業務